

南伊豆町まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民等の団体が主催する集会等に町職員を講師として派遣し、行政情報等の提供を行う南伊豆町まちづくり出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することにより、町民等の生涯学習及び住民参加のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を利用することができる団体は、町内に在住、在勤又は在学する者を含む概ね10人以上の者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、別に定めるものとする。

(利用時間及び場所)

第4条 出前講座を利用することができる時間は、原則として、南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年南伊豆町条例6号)による休日を除く、午前9時から午後9時までの間の概ね2時間程度とし、開催場所は町内に限るものとする。

(申請等)

第5条 出前講座を利用しようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、原則として当該団体が集会等を開催しようとする日の14日前までに南伊豆町まちづくり出前講座利用申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 出前講座を利用するための施設は、申込者において準備するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容等を審査した上で、出前講座実施の可否を決定し、南伊豆町まちづくり出前講座実施可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の実施の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

(派遣の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座の実施を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等であると認めるとき。
- (3) 出前講座実施の目的に反するものであるとき。
- (4) その他町長が出前講座を実施することが適当でないとき。
(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により出前講座実施の決定を受けた申込者は、開催日時その他申請事項に変更があるとき、又は出前講座の利用を取り消そうとするときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(派遣費用等)

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。

2 講師が出前講座のために準備する資料の印刷等に要する費用は、原則として南伊豆町が負担する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。